

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

[illegible]

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R6. 9. 9	R6. 9. 20	(1) 5 総契委第174号 委託契約請書 (2) 事務連絡「関東大震災100年出張博物館における展示物」借用のお願い (3) 令和 5 年 9 月22日付05総防管第1523号 東京都行政財産使用承認申請書および承諾書	3		1					1	1			1				(条例第7条第2号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障をきたすおそれ及び財産等への不法な侵害を招く恐れがあるため (条例第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業に多大な影響を及ぼすおそれがあると認められるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外の架電が大量に又は無差別にされるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局総合防災部防災戦略課
17	R6. 9. 9	R6. 9. 20	(1) あのような展示内容を決めた日時、内容が分かる文書 (2) 見学者の感想文					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総合防災部防災戦略課
18	R6. 9. 10	R6. 9. 20	令和 6 年 4 月12日付傷害事件を起こした〇〇が受けた取り調べ調書 (令和 6 年 9 月 4 日完成)						1		1				1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (条例第7条第6号) 服務監察の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課
19	R6. 8. 1	R6. 9. 30	●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター支援員研修の「研修実施報告書」 ●6総人権人第296号「「令和6年度第1回性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業に係る専門家懇談会」講師依頼について」 ●令和6年7月11日付6総人権人第296号通知 ●6総人権人第347号「令和6年度第1回性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業に係る専門家懇談会の開催について」 ●令和6年7月30日付 6 総人権人第347号通知	18	1															総務局人権部人権施策推進課
20	R6. 8. 1	R6. 9. 30	●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター支援員研修に関する文書 ・企画書 ・請求書	2		1					1	1							(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業に多大な影響を及ぼすおそれがあると認められるため	総務局人権部人権施策推進課
21	R6. 8. 1	R6. 9. 30	●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター支援員研修に係る研修資料	75			1					1	1						(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため	総務局人権部人権施策推進課